

生ごみ処理機購入費補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日野町補助金等交付規則(昭和45年日野町規則第20号。以下「規則」という。)の規定に基づき、家庭から排出される厨芥類等の生ごみの量の減量化を進めるため、生ごみ処理機(以下「機器」という。)を購入する者に対し、予算の範囲内において、生ごみ処理機購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付し、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(機種)

第2条 この要綱に定める機器は、次の各号に定める仕様及び機能を有する家庭用のものとする。

- (1) 家屋内外に設置できる簡易型のものとする。
- (2) 微生物等による生ごみ分解方式のもの及び熱や風によって乾燥させるものとする。
- (3) 1日当りの処理量が1.0キログラム程度の能力を有するものとする。

(補助対象者等)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日野町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 同一世帯内において、過去5箇年度にこの要綱に基づく補助金を受けた者がいないこと。

2 補助金の交付の対象となる要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己の責任において、その居住する家屋又はその管理する土地に設置するために機器を購入し、かつ、これを適正に使用し、及び管理ができること。
- (2) 生ごみの減量化等に関して、町の調査に協力できること。
- (3) 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機を転売し、又は事業の用に供する目的で購入しないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助対象額は8万円とし、その4分の1を補助する。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助を受けようとする者は、生ごみ処理機購入費補助申請書兼実績報告書(様式第1号)に領収証の写し及び機器カタログ(又はそれに準ずるもの)を添付し、本事業実施年度の2月末までに町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助交付決定及び交付額確定通知書(様式第2号)を、交付しないと決定した者に対しては、補助金交付申請却下通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

第7条 削除

(実績報告)

第8条 規則第18条の規定による報告は、交付申請にあわせて様式第1号により行うものとする。

第9条 削除

第10条 削除

(補助金交付の取り消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の1に該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(遵守事項)

第13条 補助金の交付を受けた者は、機器の機能が正常に働くよう適正な維持管理に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金を受けた年度の翌年度から起算して3年間は機器を廃棄又は他に譲渡してはならない。

第14条 削除

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

生ごみ処理機購入費補助申請書兼実績報告書

年 月 日

日野町長 様

(申請者)

住 所
氏 名
電話番号

家庭用生ごみ処理機を購入したので、日野町補助金等交付規則（昭和 45 年規則第 20 号）第 5 条の規定により関係書類を添えて申請するとともに、同規則第 18 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1.補助対象物の メーカー名及び 機種名（型番）	
2.補助対象額	円（上限 8 万円）
3.補助金交付申請額	円（補助対象額の 1/4、上限 2 万円）
4.購入日	年 月 日
5.購入先業者名 及び住所	
6.添付書類	☐ 補助対象物の領収証の写し ☐ 機器カタログ（又はそれに準ずるもの）

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

(申請者) 様

日野町長
(公印省略)

生ごみ処理機購入費補助交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書(以下、「申請書」という。)で申請のあった生ごみ処理機購入費補助金(以下、「本補助金」という。)については、日野町補助金等交付規則(昭和45年規則第20号。以下、「規則」という。)第6条第1項及び第19条第1項の規定に基づき、下記の通り交付することを決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第19条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額

本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 円

3 補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用については、規則及び生ごみ処理機購入費補助事業実施要項の規定に従わなければならない。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

却 下 決 定 通 知 書

日野町長

(申請者) 様

年 月 日付で申請された生ごみ処理機購入費補助金について、下記の理由により却下することに決定したので通知します。なお、この決定に不服があれば不服の申立てができますので申し出て下さい。

記

(却下の理由)

様式第4号 削除

様式第5号 削除

様式第6号 削除

様式第7号 削除